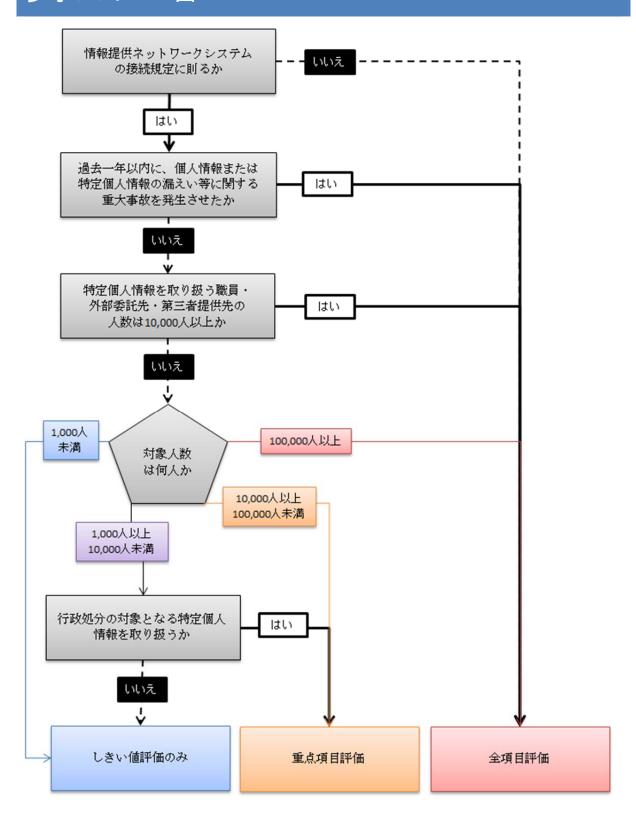
情報保護評価書(しきい値評価書)記載事項(案)

※ 本評価書の記載事項は、個人番号情報保護委員会がマイナンバー法第14条第1項に基づき策定する、特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針の内容等により、変更される可能性がある。

1.	基本情報					
特定個人情報ファイルの名称						
特定個人情報ファイルの種別		ロシステム用ファイル				
		口手作業ファイル				
		口その他(具体的に記述する)				
情報保護評価(しきい値評価)実						
施組織(課室)の名称及び連絡先						
業務の名称						
業務の概要						
システムの概要						
	マイナンバーを利用する	例)マイナンバー	-法第6条第1項前段	、別表第一第○号及び		
法令上の根拠	法令上の根拠	〇〇省令				
一点	情報提供ネットワーク	口有	□無			
拠	システムの利用の有無	別表第二〇号及び	「○○省令第○条			
しきい値評価書提出日						
しきい値判断結果		□全項目評価	□重点項目評価	口しきい値評価のみ		
しきい値評価書公表日						

2. 質問票			
情報提供ネットワークシステムの接続規定 に則るか	□則る □則ら	っない	
過去1年以内に、当該機関において、個人	口発生あり 口発生	Eなし	
情報又は特定個人情報の漏えい等に関する			
重大事故を発生させたか			
特定個人情報を取り扱う職員・外部委託	□10,000人以上	□10,000人未満	
先・第三者提供先の人数は10,000人			
以上か			
対象人数は何人か	□1,000人未満		
	□1,000人以上10,000人未満		
	□10,000人以上	□100,000人以上	
行政処分の対象となる特定個人情報を取り	口取り扱う	口取り扱わない	
扱うか			
	口全項目評価		
結果	□重点項目評価		
	□対象外		

参考1:フロ一図



参考2:質問票補足

質問1 情報提供ネットワークシステムの接続規定1に則るか

- →則っていれば次へ進む
- →特別な接続方式ならば ※ 情報保護評価 (全項目評価) を実施する
- 【質問趣旨】情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報のデータ連結・データ 流通・大量処理等を容易にするものと考えられるが、情報提供ネットワークシステム自体及びその接続方式については、情報提供ネットワークシステムの情報保護評価で確認すべきものと考えられるため、接続規定に則っているものについては以降の質問に基づき、しきい値評価を行うこととしたもの。

質問2 過去1年以内に、当該機関において、個人情報又は特定個人情報の漏 えい等に関する重大事故を発生させたか

- →発生させていればiii情報保護評価(全項目評価)を実施する
- →発生させていなければ次に進む
- 【質問趣旨】漏えい等に関する重大事故を発生させた場合は、国民の懸念が大きいと 考えられるため、必要性が高いと判断したもの(国民の信頼を獲得する目 的に対応するもの)。

質問3 特定個人情報を取り扱う職員、外部委託先及び提供先(再提供以降の 提供も含む。)の人数の合計数は何人か

- →10,000人²以上であればiii情報保護評価(全項目評価)を実施する
- →10.000人未満であれば次へ進む
- 【質問趣旨】少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が 情報を取り扱うとすると、不正利用、不正流出リスクが高まるものと考え られるため、必要性が高いと判断したもの(事前対応を行う目的に対応す るもの)。

¹ 情報連携基盤接続規定が策定される場合を想定したもの。

² 人数は、実際のシステムや運用の状況等を踏まえ、今後変更されうる。

質問4 対象人数は何人か

- →100,000人(論点)³以上であればiii情報保護評価(全項目評価)を実施する
- →10,000人以上であればii情報保護評価(重点項目評価)を実施する
- →1,000人以上10,000人未満であれば次へ進む
- →1,000人未満であれば対象外とする
- 【質問趣旨】一定量以上の情報を取り扱う場合、不正利用・不正提供の誘因ともなり 得、プライバシ一等に対するリスクが高いと考えられるため(事前対応を 行う目的、国民の信頼を獲得する目的に対応するもの)。

なお、社会保障・税分野の情報は概して機微性の高い情報であるため、 情報の種類を判断基準とするのは困難であると考えられることから、情報 の量のみを質問項目とした。

質問5 行政処分の対象となる特定個人情報を取り扱うか

- →行うのであれば ii 情報保護評価(重点項目評価)を実施する
- →行わないのであれば対象外とする
- 【質問趣旨】誤った特定個人情報や不正に取得された特定個人情報に基づき、行政処分がなされる場合、個人に対する被害が大きいと考えられるため(事前対応を行う目的に対応するもの)。

なお、現行法令上、人数を用いて対象を限定しているものは以下の通り。

³人数は、実際のシステムや運用の状況等を踏まえ、今後変更されうる。

当初案の人数をより低くすることも考えられるが、通常、システムを構築するのは大量データを 扱う必要があるためであることから、100,000人とした。

[・]行政機関個人情報保護法上、個人情報ファイルの事前通知義務並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の適用除外となる本人数(同法第10条第2項第9号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第5条)は1,000人

[・]個人情報保護法上、個人情報取扱事業者に該当する者の、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計の下限は5,000人(同法第2条第3項第5号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第2条)

参考3:質問早見表

※ 別添「情報保護評価(しきい値評価)早見表」を参照されたい。

■ 情報保護評価(しきい値評価)早見表

(別添)

_					
	質問内容				
1	情報提供ネットワークシステムの 接続規定に則るか		はい		いいえ
2	過去一年以内に、個人情報また は特定個人情報の漏えい等に関 する重大事故を発生させたか		はい		いいえ
3	特定個人情報を取り扱う職員・外 部委託先・第三者提供先の人数 は10,000人以上か		はい		いいえ
4	対象人数は何人か	人			
5	行政処分の対象となる特定個人 情報を取り扱うか		はい		いいえ

評価結果

しきい値評価のみ

※黄色のセルに「O」がついたら判定終了。

※④については、1,000人以上10,000人未満の場合のみ質問⑤へ。それ以外は判定終了。